第二十一条の次に次の一条を加える。

（特定資産に係る不動産の鑑定評価）

第二十一条の二　法第十一条第一項の規定による不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のものに行わせるものとする。

一　当該投資信託委託会社の利害関係人等（法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）

二　受託会社の利害関係人等（令第十八条に規定する利害関係人等をいう。）

三　当該投資信託委託会社又は受託会社の役員（役員が法人であるときは、その社員。第八十五条の二第二号及び第二百四十四条の二第三号において同じ。）又は使用人

四　不動産の鑑定評価に関する法律（昭和三十八年法律第百五十二号）の規定により、法第十一条第一項の規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者

第二十二条第一項中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同項第二号中「補てん」を「補塡」に改め、同条第二項中「第十一条第一項」を「第十一条第二項」に改め、同項第一号中「有価証券（」の下に「令第十六条の二第二号並びに」を加え、同項第三号から第五号までを削り、同項第六号を同項第三号とし、同項第七号中「次項第七号」を「次項第四号」に改め、同号を同項第四号とし、同項第八号を同項第五号とし、同項第九号中「次項第九号」を「次項第六号」に改め、同号を同項第六号とし、同項第十号中「次項第十号」を「次項第七号」に改め、同号を同項第七号とし、同条第三項中「第十一条第一項（」を「第十一条第二項（」に改め、「法第十一条第一項に規定する特定資産をいう。）」を削り、同項第二号中「第十号」を「第七号」に改め、同項第三号から第五号までを削り、同項第六号を同項第三号とし、同項第七号から第十号までを三号ずつ繰り上げる。

第二十三条第一項第五号中「規定による」を「鑑定評価又は同条第二項の」に改める。

第八十五条の次に次の一条を加える。

（特定資産に係る不動産の鑑定評価）

第八十五条の二　法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のものに行わせるものとする。

一　当該信託会社等の利害関係人等（法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）

二　当該信託会社等の役員又は使用人

三　不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第五十四条第一項において準用する法第十一条第一項の規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者

第八十六条第一項第五号中「規定による」を「鑑定評価又は同条第二項の」に改める。

第二百二十五条第二項中「。第二百五十二条において同じ」を削り、「以下」の下に「この条において」を加える。

第二百四十四条の次に次の一条を加える。

（特定資産に係る不動産の鑑定評価）

第二百四十四条の二　法第二百一条第一項の規定による不動産の鑑定評価は、不動産鑑定士であって次に掲げる者以外のものに行わせるものとする。

一　当該投資法人の資産運用会社の利害関係人等（法第二百一条第一項に規定する利害関係人等をいう。）

二　当該投資法人の資産保管会社の利害関係人等（令第百二十四条に規定する利害関係人等をいう。）

三　当該投資法人又はその資産運用会社若しくは資産保管会社の役員又は使用人

四　不動産の鑑定評価に関する法律の規定により、法第二百一条第一項の規定による不動産の鑑定評価に係る業務をすることができない者

第二百四十五条第一項及び第二項中「第二百一条第一項」を「第二百一条第二項」に改め、同条第三項中「規定による」を「鑑定評価又は同条第二項の」に、「当該調査の結果を当該」を「、当該鑑定評価又は調査の結果を当該」に改める。

第二百四十八条第一項第五号中「規定による」を「鑑定評価又は同条第二項の」に改める。

第二百五十二条第二項中第四号を削り、第五号を第四号とする。

別表第一特定資産の価格等の調査結果等に関する書類の項中「特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日（期間）、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第十一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当

別表第二特定資産の価格等の調査の委託先、委託契約年月日、調査年月日（期間）、調査結果報告年月日、調査結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当該調査する資産が不動産の場合は不動産鑑定士の鑑定評価の結果の」を「法第二百一条第一項の鑑定評価又は同条第二項の調査の委託先、委託契約年月日、鑑定評価又は調査の年月日又は期間、鑑定評価又は調査の結果の報告年月日及び」に、「委託先に」を「調査の委託先に」に、「調査結果の概要には」を「調査の結果の概要、当

に改める。

第五十三条第一項第六号を次のように改める。

六　法第四十条第一項第八号イ若しくは第百二十二条第一項第十八号イに規定する資産に係る不動産の鑑定評価の評価額又は法第四十条第一項第八号ロ若しくは第百二十二条第一項第十八号ロに規定する資産の価格につき調査した結果

第五十八条第二項第三号中「受託する」を「行う」に、「第三項」を「第二項」に、「法第二百条第二項」を「同条第一項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、「支払われた報酬等」の下に「をいう。」を加える。

第六十四条第一項第六号中「第二百条第四項」を「第二百条第三項」に改める。

第六十六条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　特定出資の発行価額の総額及びその発行時における次に掲げる事項

イ　外国投資家（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人をいう。ロにおいて同じ。）の取得価額の総額

ロ　外国投資家以外の者の取得価額の総額

第七十二条に次の一項を加える。

5　第一項第十二号の表示は、受益証券の発行ごと及び内容の異なる数種類の受益証券を発行する場合にはその種類ごとにしなければならない。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第六条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第五十八条第一項第十六号中「規定に基づき、特定資産の価格等」を「鑑定評価又は同条第二項に」、「当該調査」を「当該鑑定評価又は調査」に改め、「概要」の下に「（当該鑑定評価又は調査の年月日又は期間を含む。）」を加える。

（特定目的会社の計算に関する規則の一部改正）

第七条　特定目的会社の計算に関する規則（平成十八年内閣府令第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項並びに第二十九条第一号ニ及び第二号ロ中「特定目的借入れ」を「特定借入れ」に改める。

第五十三条第一項第六号を次のように改める。

六　法第四十条第一項第八号イ若しくは第百二十二条第一項第十八号イに規定する資産に係る不動産の鑑定評価の評価額又は法第四十条第一項第八号ロ若しくは第百二十二条第一項第十八号ロに規定する資産の価格につき調査した結果

第五十八条第二項第三号中「受託する」を「行う」に、「第三項」を「第二項」に、「法第二百条第二項」を「同条第一項」に、「同条第四項」を「同条第三項」に改め、「支払われた報酬等」の下に「をいう。」を加える。

第六十四条第一項第六号中「第二百条第四項」を「第二百条第三項」に改める。

第六十六条第一項中第六号を第七号とし、第五号の次に次の一号を加える。

六　特定出資の発行価額の総額及びその発行時における次に掲げる事項

イ　外国投資家（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人をいう。ロにおいて同じ。）の取得価額の総額

ロ　外国投資家以外の者の取得価額の総額

第七十二条に次の一項を加える。

5　第一項第十二号の表示は、受益証券の発行ごと及び内容の異なる数種類の受益証券を発行する場合にはその種類ごとにしなければならない。

（投資信託財産の計算に関する規則の一部改正）

第八条　投資信託財産の計算に関する規則（平成十二年総理府令第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「又は「利益持分」を「、「利益持分」又は「社債的受益権」に、「又は第二百二十六条」を「、第二百二十六条又は第二百三十条」に、「又は利益持分」を「、利益持分又は社債的受益権」に改め、同条第二項中第一号及び第二号を削り、第三号を第一号とし、第四号から第十三号までを二号ずつ繰り上げる。

第七十二条第一項中第十二号を第十三号とし、第十一号の次に次の一号を加える。

十二　受益証券（社債的受益権に係るものを除く。）の発行価額の総額及びその発行時における次に掲げる事項

イ　外国投資家（所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第二条第一項第五号に規定する非居住者又は同項第七号に規定する外国法人をいう。ロにおいて同じ。）の取得価額の総額

ロ　外国投資家以外の者の取得価額の総額

第七十二条に次の一項を加える。

5　第一項第十二号の表示は、受益証券の発行ごと及び内容の異なる数種類の優先出資を発行する場合にはその種類ごとにしなければならない。